北松浦	佐賀県伊万里市の全域	伊万里市	伊万里市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	長崎県佐世保市の区域の一部（旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町及び浅子町）	佐世保市	佐世保市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	長崎県北松浦郡佐々町の全域	佐々町	佐々町産業振興促進計画	令和七年七月一日
島原	長崎県諫早市の区域の一部（旧森山町）	諫早市	諫早市産業振興促進計画	令和七年七月一日
西彼杵	長崎県長崎市の区域の一部（旧琴海町）	長崎市	長崎市産業振興促進計画	令和七年七月一日
宇土天草	熊本県宇土市の全域	宇土市	宇土市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	熊本県宇城市の区域の一部（旧不知火町）	宇城市	宇城市産業振興促進計画	令和七年七月一日
国東	大分県速見郡日出町の全域	日出町	日出町産業振興促進計画	令和七年七月一日
大隅	鹿児島県鹿児島市の区域の一部（旧鹿児島市、旧野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町及び高免町）及び旧桜島町）	鹿児島市	鹿児島市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	鹿児島県鹿屋市の区域の一部（旧鹿屋市及び旧串良町）	鹿屋市	鹿屋市産業振興促進計画	令和七年七月一日
薩摩	鹿児島県鹿児島市の区域の一部（旧喜入町、旧松元町及び旧郡山町）	鹿児島市	鹿児島市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	鹿児島県日置市の区域の一部（旧伊集院町）	日置市	日置市産業振興促進計画	令和七年七月一日

○中央選挙管理会告示第十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和七年七月十五日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

参議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所
日本維新の会	大分県大分市大字賀来二六〇番地 当選人の氏名 桑原久美子 （くわはらくみこ）

○農林水産省告示第千百三十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年六月二十五日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24972	フロメトキン乳剤	グラディウス	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号 日本化薬株式会社　代表取締役社長　涌元厚宏
24973	アシュラム液剤	アシュロックス液剤	東京都中央区日本橋一丁目４番１号　アグリスタ　ライフサイエンス株式会社　代表取締役社長　カノウ　ダニエル　ケンジ

○農林水産省告示第千百三十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

令和７年５月１日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23799	メタアルデヒド粒剤	住友化学ジャンボたにしくん	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸信彰

令和７年５月13日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21924	ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤	ハスモン天敵	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号 日本化薬株式会社　代表取締役社長　涌元厚宏

令和７年５月22日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20854	ピフェントリン・ミクロブタニル液剤	アタックワンＡＬ	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
22365	フルベンジアミドくん煙剤	日農フェニックスジェット	〃

令和７年５月23日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24102	イミダクロプリド・エトフェンプロール水和剤	アドマイヤープラスフロアブル	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号 バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役　大島美紀

令和７年５月30日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
19717	ジメテナミド・リニュロン乳剤	ＳＤＳエコトップ乳剤	東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号 ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　石田博基
21454	ジメテナミド・リニュロン粒剤	ＢＡＳＦエコトップ粒剤	〃

○国土交通省告示第五百二十九号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和七年八月三日の午前七時から午後六時までの間に限る。）。

令和七年七月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

福岡県柳川市本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する二〇二五柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）。

○国土交通省告示第五百三十号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和七年七月十八日から同月二十三日までの毎日午前十時から午後六時までの間に限る。）。

令和七年七月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌